北海道銀行北二十四条支店　佐藤　健太　1354301
北海道銀行北広島支店　中嶋真利夫　0815916
北海道銀行北見とん田出張所　森井　朋志　0697804
北海道銀行行啓通支店　菅原　恒久　0771591
北海道銀行薄野支店　伊藤　文華　0819374
北海道銀行西線支店　トップコンサルタント　野邑真由美　0838551
北海道銀行平岸支店　山口　圭太　1506031
北海道銀行北栄支店　長野　彩海　0931032
北海道銀行本店営業部　金澤　浩史　3017162
ゆうちょ銀行　笹本　美香　28969151

⑶　主な犯行態様

○　前記⑴記載の業者名等を名乗って電話をかけ、あるいはダイレクトメールを見て電話してきた相手に金員を借りることを勧誘する。

○　金員貸付の契約が成立すると、借主の口座に現金を振り込む。

○　貸金の返済は、前記⑵記載の第三者名義の口座に振り込ませる方法により行う。

5　開始決定の時における給付資金の額　金692万7,813円

6　支給申請期間　平成25年８月１日から平成25年９月30日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　札幌地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成24年６月20日

⑶　確定年月日　平成24年７月５日

⑷　被告人の氏名又は名称　大塚純一郎

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、札幌市中央区北３条西23丁目２番15号ハウフィス３階Ｇ号及び同市豊平区中の島２条８丁目３番23号サニープレイス中の島207号に事務所を設けて貸金業を営んでいたものであるが、北海道知事の登録を受けないで、業として多数人の顧客に対し金銭の貸付けを行うに当たり、貸付けの元金及び法定の限度の割合を超える利息を受領するに際し、平成19年７月23日から平成23年11月４日までの間、3890回にわたり、多数人の顧客に、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計１億1037万8610円を、被告人が管理する同市中央区北５条西29丁目２番15号所在の株式会社北洋銀行宮の森支店に開設された佐々木昭夫名義の普通預金口座ほか18口座に振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第３合同庁舎

札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　011―209―7033

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申し立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申し立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申し立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定めるための処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分取消しの訴えは、当該処分にかかる裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

登録個別信用購入あつせん業者の登録失効に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の27第１項の規定に基づく法第35条の３の23の登録の更新申請がなされず、その効力が失効したことから、法第35条の３の33第１項第１号の規定により登録の消除を行ったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年８月１日　　関東経済産業局長　安藤　久佳

名　　称	スルガカード株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋室町一丁目７番１号
登 録 番 号	関東（個）第28号
登録失効年月日	平成25年６月18日

登録個別信用購入あつせん業者の登録失効に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の27第１項の規定に基づく法第35条の３の23の登録の更新申請がなされず、その効力が失効したことから、法第35条の３の33第１項第１号の規定により登録の消除を行ったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年８月１日　　関東経済産業局長　安藤　久佳

名　　称	ダイムラー・ファイナンシャルサービス日本株式会社
本店の所在地	神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号
登 録 番 号	関東（個）第32号
登録失効年月日	平成25年６月18日